

令和元年6月定例会報告

元号が令和になり、また改選後、初めての定例会でしたが、一般質問の最初の質問者として登壇させていただきました。昨年の12月定例会から始まった一問一答方式でさせていただきました。今回も当初の質問から回答要旨が議員に配布されませんので、やり取りの詳しくは、宇部市のホームページの議会のページから録画が見られますので、そちらをご覧ください。

こちらでは、なぜ質問をしたのか、今後の対応など概略を記載しますので、よろしく願いいたします。

(質問) 校区ふれあいセンターについて

(1) 有料化後の状況

(質問した理由及び質問要旨) 4月からの有料化が始まり、このふれあいセンターの有料化は決定するまで紆余曲折があったが、3か月が経とうとするときに、検証して今後、どのように事務を進めて行くかが重要であるという認識を持っている。調査をしてみると地域雇用の職員が有料化の受付事務ができず、また、事務量も増えている現状である。今後どうするのか。

(回答) 今まで利用していなかった人が新規に600人使用し、総数で7600人と昨年と同数の利用があった。使用料収入は、400万円で、予想より250万円上回ったが、今後、施設・設備の充実にあてていく。

有料化の目的には、利用率の向上もあり、今後利用率が向上するよう進めて行く。

(要望) ・現在、受付業務などの事務は、嘱託職員が行っており、地域雇用の職員については貸出など有料化に伴う事務をすることができず、嘱託職員の人数の少ないところは休みに割り当てられた日にも出勤しなければならないときもあるので、地域雇用の職員が事務をすることができるように要望した。

・有料化に伴う事務量が増えていると思うが、宇部市は宇部市デジタル推進基本計画でスマート自治体を目指しており、今後、事務軽減のためにデジタル化を推進していただくことを要望する。

(2) 嘱託職員の雇用

(質問した理由及び質問要旨) 知り合いのふれあいセンターの職員から相談があり、平成31年度の任用通知書に、今まで任期の更新の有無の欄が「更新予定あり」となっていたところが「更新の予定なし」となっており、5年間勤められなくなるのではとの相談があり調べてみた。

地方公務員法の改正で、2020年4月から非常勤職員と臨時職員は、会計年度任用職員として、移行することになる。したがって、ふれあいセンターに勤めている嘱託職員については、会計年度任用職員となる予定。現在の嘱託職員は業務遂行が適切に行われていたら5年を超えない範囲で雇用されることになっている。5年間勤めることができるならと前職をやめて採用試験を受けた人もいと聞く。

国においては、改正法の趣旨は、適正な任用や勤務時間の確保を図るもの。したがって、財政上の制約を理由として特別職非常勤から会計年度任用職員への移行に抑制を図る、いわゆる雇止めを行おうとか処遇を引き下げるといったことは改正法案の趣旨に沿わないので、自治体に丁寧な助言していく考えだとしている。そこで、現在、雇用している嘱託職員の勤務条件に不利益が生ずることはあるのか質問した。

(回答) 法律に基づき、公平・公正に対処していく。

以上のような回答でしたが、今回の地方公務員法の一部改正の趣旨や国会での議論からして、任用通知書にみられるような対応は考えられないことであり、9月議会に条例案が提出される予定となっているので、今後もこのことについては注視していく。

- ◎ 以前から提案していた一般会計補正予算案の各常任委員会への分割付託については、議会運営委員会で「宇部市議会予算決算委員会の設置及び運営に関する要綱」を令和元年6月12日に策定され、一般会計補正予算案については、分科会を設け各常任委員会で審議することになりました。議会運営委員会の議員の皆さんに感謝します。